

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諏訪市長 金子 ゆかり

市町村名 (市町村コード)	諏訪市 (20206)
地域名 (地域内農業集落名)	文出・小川・有賀地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・農地の地下水位が高いため、水稻以外の耕作が困難。畑作を行う場合は、相当に土を盛らねばならない。  
・地域に農家が少なくなってきた上、高齢化や後継者不足などの問題を抱えている。  
・担い手に耕作委託している水田の所有者が多い。  
・近年、耕作作業の受託側のコスト増が顕著であり、耕作委託の料金増や年貢減などの影響が出ている。  
・西街道より山側にある畑は受け手がおらず、荒廃化が危惧される。・ここ数年、鳥獣(特にニホンザル)による被害が顕著。・水田の水路の老朽化が進んでいる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・経営能力に余力のある大規模経営体が地区内に存在する。耕作が困難となった農地(水田)所有者は、当該の経営体に作業受託する流れができている。  
・地区の水田地帯において基盤整備事業を計画、推進中である。当該事業によって、上述の大規模経営体を含む担い手の耕作作業の効率化や収益率の向上、新規需要米への取組や更なる集約化を推進する。  
・畑については、山付き・不整形などの条件のものが多く、担い手の経営状況からしても受託は困難。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

豊田・湖南・中洲地区平坦部及び上野・板沢・後山・霧ヶ峰地区農業振興地域内の農用地区域内農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大規格化や平坦化等の基盤整備を視野に入れた検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・農業委員会において、耕作が困難となった農地所有者と、地域農業の担い手とを繋ぐ体制づくりを進める。
- ・地域の特産品の検討を行う。
- ・新規需要米への取組を推進する。